

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (1) 項イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例		
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物			
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」				
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」		(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上		
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積	500㎡以上	(注－ 1)		
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積	100㎡以上	(注－ 1)		
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)		
スプリンクラー設備 (令第12条)	舞 台 部	床面積	・ 地階、無窓階、4 階以上の階300㎡以上 ・ その他の階500㎡以上 (開放型ヘッド)		(第48条) 地階の部分で、(16の2) 項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの	
	平 屋 建 以 外	床面積の合計	6,000㎡以上 (注－ 3)			
	地 階、無 窓 階	床面積	1,000㎡以上			
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積	1,500㎡以上 (注－ 3)			
	階 数 11 以 上 の も の 全 部	(注－ 3)				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)				
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)				
	道 路	床面積	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)			
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)			
	駐 車 場	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上	
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等	
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) 11階以上の階	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」				
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上		
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上				
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)			
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積	300㎡以上			
	特 定 一 階 段 等 全 部	(注－ 5)				
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」				
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積	200㎡以上		
	道 路	屋上	600㎡以上	その他	400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階				
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 6)				
	地 階	床面積の合計	1,000㎡以上			

令別表第 1 (1) 項イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注一七)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注一七)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注一八)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	
	通 路		
	客 席		
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	舞 台 部	床面積 500㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 ・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一九)	
防 災 セ ン タ ー (注一10)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5 階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注二 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注三 規則第13条で定める部分を除く。
- 注四 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注五 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注六 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注七 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注八 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注九 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一0 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (1) 項口 公会堂、集会場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例	
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)	
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」		
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 500㎡以上 (注－ 1)		
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 100㎡以上 (注－ 1)	(第47条)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	舞 台 部		床面積 ・ 地階、無窓階、4 階以上の階300㎡以上 ・ その他の階500㎡以上 (開放型ヘッド)		
	平 屋 建 以 外		床面積の合計 6,000㎡以上 (注－ 3)	(第48条)	
	地 階、無 窓 階		床面積 1,000㎡以上	地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階		床面積 1,500㎡以上 (注－ 3)		
	階 数 11 以 上 の も の 全 部		(注－ 3)		
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)		
	道 路		床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)		
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)		
	駐 車 場		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上	
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等	
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		
	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」		
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計	耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 3)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積 300㎡以上		
	特 定 一 階 段 等		全 部 (注－ 5)		
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」		
	駐 車 場 部 分		地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上		
	道 路		屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上		
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)) が設置されているもの (注－ 6)		
	地 階		床面積の合計 1,000㎡以上		

令別表第 1 (1) 項ロ 公会堂、集会場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注－7)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注－7)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常	ベ ル 等 ・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非 常	ベ ル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備 ・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－8)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	全 部
	通	路	
	客	席	
	標	識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	舞 台	部 床面積 500㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 ・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路 全 部	
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－9)	
防 災 セ ン タ ー (注－10)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注－6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注－7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注－9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (2) 項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物 危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上	(第48条) ・ 2 以上の階のうち、地階、無窓階又は 4 階以 上の階に達する吹き抜け部分を共有するもの の床面積の合計が1,000㎡以上 ・ 地階の部分で、(16の2) 項と一体を成すも のとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)	
	道 路	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以 上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注－4)	
	地 階、無 窓 階	床面積 100㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に 満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備 で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125 号)第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る 温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除 く。)が設置されているもの (注－5)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(2)項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注－6)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	2 階 以 上 の 階 (注－7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		
	通 路	全 部	
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)		(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－4 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (2) 項ロ 遊技場、ダンスホール

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部			(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」		
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般 延べ面積 700㎡以上 (注－ 1)			(第47条)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積	150㎡以上 (注－ 1)	地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上		(第48条)
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積	1,000㎡以上	・ 2 以上の階のうち、地階、無窓階又は 4 階以 上の階に達する吹き抜け部分を共有するもの の床面積の合計が1,000㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	全 部		・ 地階の部分で(16の2) 項と一体を成すもの として消防長に指定されたもの
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)		
	道 路	床面積	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以 上
	発 電 機、変 圧 器 等 備 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」		(第49条) 11階以上の階
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般 延べ面積 300㎡以上			
	特 定 一 階 段 等 全 部 (注－ 4)			
	地 階、無 窓 階	床面積	100㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」		
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積	200㎡以上
	道 路	屋上	600㎡以上	その他 400㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に 満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備 で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125 号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る 温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除 く。) が設置されているもの (注－ 5)		
	地 階	床面積の合計	1,000㎡以上	

令別表第 1 (2) 項ロ 遊技場、ダンスホール

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注－6)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が 3 以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は 2 階を除く。)	(第54条)
	2 階 以 上 の 階 (注－7)	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		
	通 路	全 部	
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で 1、2 階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の 2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2 階 を 除 く。)		(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の 2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の 3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)			(第68条の 2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5 階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第 4 条の 4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW 以上

注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3 倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2 倍」の数値とすることができる。

注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5 階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－4 避難階以外の階 (1 階及び 2 階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が 2 (階段が屋外に設けられ、または避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置

注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は一人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。

注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部 (有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定))。

注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (2) 項ハ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（（1）項イ、（2）項ニ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物 危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－2)
	地 階 、 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上	(第48条) ・ 2 以上の階のうち、地階・無窓階又は 4 階以上の階に達する吹き抜け部分を共有するものの床面積の合計が1,000㎡以上 ・ 地階の部分で、(16の2) 項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階 、 無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場（泡、粉末）	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 備 電 気 設 備	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注－4)	
	地 階 、 無 窓 階	床面積 100㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注－5)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第 1 (2) 項ハ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注一 6)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注一 6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員 50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3 以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上（耐火構造の場合は2階を除く。）	(第54条)
	2 階 以 上 の 階 (注一 7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		
	通 路	全 部	
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の 2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・ 地階を除く階数が7 以上 ・ 地階を除く階数が5 以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く)		(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の 2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の 3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5 以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一 8)	
防 災 セ ン タ ー (注一 9)			(第68条の 2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5 階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第 4 条の 4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注一 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注一 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火

注一 3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注一 4 避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものに設置

注一 5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注一 6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注一 7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注一 8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注一 9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (2) 項二 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般 延べ面積	700㎡以上 (注一)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注二)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注一)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上	(第48条) ・2以上の階のうち、地階・無窓階又は4階以上の階に達する吹き抜け部分を共有するものの床面積の合計が1,000㎡以上 ・地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階 、 無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注三)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般 全 部		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注四)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(2)項二 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注一五)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注一五)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常	ベ ル 等 ・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非 常	ベ ル + 放 送 設 備 又 は サイレン + 放 送 設 備 ・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上（耐火構造の場合は2階を除く。）	(第54条)
	2 階 以 上 の 階 （注一六）	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの （昭和49年4月1日以降の新築に限る。）
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	
	通	路	全 部
	標	識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 ・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)		(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積 1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積 50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注一七)	
防 災 セ ン タ ー (注一八)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注二 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注三 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注四 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注五 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注六 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注七 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注八 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (3) 項イ 待合、料理店その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	小規模特定飲食店等	全 部 (注－1)	(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	上 記 以 外	延べ面積 150㎡以上	
	地 階、窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－2)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－3)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－2)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注－4)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注－4)	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－5)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注－6)	
	地 階、無 窓 階	床面積 100㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－7)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(3)項イ 待合、料理店その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注－8)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注－8)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常	ベ ル 等 ・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非 常	ベ ル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備 ・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階、地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	2 階 以 上 の 階 (注－9)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	
	通	路 全 部	
	標	識	
消 防 用 水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 ・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路 全 部	
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－10)	
防 災 セ ン タ ー (注－11)			(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－1 規則第5条の4で定める防火上有効な措置を講じたものは除く。

注－2 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注－3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のものまたは特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－4 規則第13条で定める部分を除く。

注－5 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－6 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。)に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置

注－7 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注－8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床または天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注－9 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。

注－10 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－11 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (3) 項ロ 飲食店

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例		
消 火 器 (令第10条)	小規模特定飲食店等	全部	(注－1)	(第45条)		
	上記以外	延べ面積	150㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所		
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積	50㎡以上	・ 電気設備等		
	少量危険物 指定可燃物	・ 危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」			・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物	
大型消火器 (規則第7条)	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」			(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋内消火栓設備 (令第11条)	一般	延べ面積	700㎡以上	(注－2)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注－3)	
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積	150㎡以上	(注－2)		
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)				
スプリンクラー設備 (令第12条)	平屋建以外	床面積の合計	6,000㎡以上	(注－4)	(第48条) ・ 2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹き抜け部分を共有するものの床面積の合計が1,500㎡以上 ・ 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの	
	地階、無窓階	床面積	1,000㎡以上			
	4階以上10階以下の階	床面積	1,500㎡以上	(注－4)		
	階数11以上のもの	全部				
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)				
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)				
	道路	床面積	・ 屋上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)			
	自動車の修理整備部分	床面積	・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)			
	駐車場	床面積	・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1階 500㎡以上 ・ 屋上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)			(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発電機、変圧器等 電気設備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛造場、ボイラー室 乾燥室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			
	通信機器室等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			(第49条) 11階以上の階
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」				
	冷凍室、冷蔵室				(第49条) 床面積合計500㎡以上	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上				
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物				(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－5)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一般	延べ面積	300㎡以上			
	特定一階段等	全部	(注－6)			
	地階・無窓階	床面積	100㎡以上			
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」				
	駐車場部分	地階、2階以上の階	床面積	200㎡以上		
	道路	屋上	600㎡以上	その他	400㎡以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階				
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－7)				
	地階	床面積の合計 1,000㎡以上				

令別表第 1 (3) 項口 飲食店

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注一 8)	
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一 8)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	2 階 以 上 の 階 (注一 9)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	
	通 路		
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の 2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の 2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の 3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積 50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注一10)	
防 災 セ ン タ ー (注一11)			(第68条の 2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第 4 条の 4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注一 1 規則第 5 条の 4 で定める防火上有効な措置を講じたものは除く。

注一 2 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3 倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2 倍」の数値とすることができる。

注一 3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5 階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐構造の若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注一 4 規則第13条で定める部分を除く。

注一 5 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注一 6 避難階以外の階 (1 階及び 2 階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が 2 (階段が屋外に設けられ、または避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置

注一 7 収容人員に係る「総務省令で定める数」は 1 人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 35 号) 第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。

注一 8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注一 9 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出すること (収容人員については、階全体で算定)。

注一 10 地階の床面積の合計が 5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注一 11 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (4) 項 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危険令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－ 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－ 1)	
	指 定 可 燃 物	危険令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 3,000㎡以上	(第48条) 地階の部分で、(16の2) 項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部	
	指 定 可 燃 物	危険令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危険令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋 内、屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 3)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注－ 4)	
	指 定 可 燃 物	危険令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 5)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第 1 (4) 項 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、展示場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注－6)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器 具	・収容人員20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	
	通 路		
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く)		(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・延べ面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)			(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－4 避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないものに設置

注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (5) 項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 700㎡以上 (注－ 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 150㎡以上 (注－ 1)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外		床面積の合計 6,000㎡以上 (注－ 3)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階 、 無 窓 階		床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階		床面積 1,500㎡以上 (注－ 3)	
	階 数 11 以 上 の も の		全 部 (注－ 3)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路		床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積 全 部	
	特 定 一 階 段 等		全 部 (注－ 5)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分		地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路		屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 6)	
	地 階		床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第 1 (5) 項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 150㎡以上 (注－7)	
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注－7)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員20人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	・ 収容人員30人以上 ・ 収容人員10人以上（下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの）	
	3 階 以 上 の 階 (注－8)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	
	通 路		
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積 50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注－9)	
防 災 セ ン タ ー (注－10)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものに設置
- 注－6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注－7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注－9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (5) 項ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則					横浜市火災予防条例		
消 火 器 (令第10条)	—	一 般	延べ面積	150㎡以上	(第45条)		
		地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積	50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物	
		少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」			
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)		指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」		(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋内消火栓設備 (令第11条)	—	一 般	延べ面積	700㎡以上	(注－ 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)	
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積	150㎡以上	(注－ 1)		
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)				
スプリンクラー設備 (令第12条)	地 階、無 窓 階					(第48条) 床面積2,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階				
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)				
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)				
	道 路		床面積	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)			
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)			
	駐 車 場		床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上	
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等	
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室		床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			
	通 信 機 器 室 等		床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) 11階以上の階	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」				
	冷 凍 室、冷 蔵 室					(第49条) 床面積合計500㎡以上	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計	耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上				
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物				(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 3)		
自動火災報知設備 (令第21条)	—	一 般	延べ面積	500㎡以上	(第51条) 延べ面積200㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。)		
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積	300㎡以上			
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」				
	駐 車 場 部 分		地階、2 階以上の階	床面積 200㎡以上			
	道 路		屋上 600㎡以上	その他 400㎡以上			
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階				
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	—	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 4)				

令別表第1(5)項口 寄宿舍、下宿、共同住宅

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 150㎡以上 (注一五)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注一五)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員800人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	・ 収容人員30人以上 ・ 収容人員10人以上 (下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの)	
	3 階 以 上 の 階 (注一六)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く)		
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積 50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注一七)	
防 災 セ ン タ ー (注一八)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動火災装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注一 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注二 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注三 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消防設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注四 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注五 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注六 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注七 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注八 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (6) 項イ (1) ～ (4) 病院、診療所、助産所

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則						横浜市火災予防条例	
消 火 器 (令第10条)	一 般	(6)イ(1)～(3)		(6)イ(4)		(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物	
		全 部		延べ面積150㎡以上			
		地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階		50㎡以上			
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」					
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」				(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－1) (注－2)				(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－3)	
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－1)					
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)					
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	(6)イ(1)(2)	(6)イ(3)	(6)イ(4)		(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの	
		全 部 (注－4) 上記以外で床面積の合計3,000㎡以上 (注－5)	床面積の合計3,000㎡以上 (注－5)	床面積の合計6,000㎡以上 (注－5)			
	地 階、無 窓 階	床面積 1,000㎡以上					
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注－5)					
	階 数 11 以 上 の も の	全 部 (注－5)					
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)					
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)					
	道 路	床面積	・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)				
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)				
	駐 車 場	床面積	・地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)			(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上	
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等	
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)				
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			(第49条) 11階以上の階	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」					
	冷 凍 室、冷 蔵 室					(第49条) 床面積合計500㎡以上	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上					
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物				(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－6)		
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	(6)イ(1)～(3)		(6)イ(4)			
		全 部		延べ面積300㎡以上			
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注－7)					
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」					
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積	200㎡以上			
	道 路	屋上 600㎡以上	その他	400㎡以上			
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するの設備を除く。) が設置されているもの (注－8)					
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上					

令別表第 1 (6) 項イ(1)～(4) 病院、診療所、助産所

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則					横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般	延べ面積 300㎡以上 (注－9)		
	契 約 電 流 容 量		50アンペアを超えるもの (注－9)		
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般	(6) 項イ (1)～(3)		(6) 項イ (4)
			全 部		延べ面積500㎡以上
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		収容人員20人以上		
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3 以上		
	2 階 以 上 の 階 、 地 階		・ 収容人員20人以上 ・ 収容人員10人以上 (下階に (1)～(4)、(9)、(12) イ、 (13) イ、(14)、(15) 項が存するもの		
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階 (注－10)		避難階又は地上に直通する階段が 1 の階 収容人員10人以上		
					(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ					
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口				
	通 路		全 部		
	標 識				
消 防 用 水 (令第27条)	・ 敷地面積20,000㎡以上で 1、2 階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上				
排 煙 設 備 (令第28条)					
連 結 散 水 設 備 (令第28条の 2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上		
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積6,000㎡以上		
	道 路		全 部		
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く 。)				
	屋 上				(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の 2)	一	般	地階を除く階数が11以上		
	地	階			(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の 3)					
非 常 電 源	・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備				
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－11)				
防 災 セ ン タ ー (注－12)					(第68条の 2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5 階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置					(第 4 条の 4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW 以上

注一 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3 倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2 倍」の数値とすることができる。

注一 2 (6) 項イ(1)及び(2)は、特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3 倍」又は1,000㎡に施行令第12条第 2 項第 3 号の 2 で定める部分の床面積の合計、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2 倍」又は1,000㎡に施行令第12条第 2 項第 3 号の 2 で定める部分の床面積の合計のいずれか小さい数値

注一 3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5 階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡）の以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注一 4 規則第12条の 2 で定める構造を有するもの以外のもの

注一 5 規則第13条で定める部分を除く。

注一 6 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注一 7 避難階以外の階（1 階及び 2 階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が 2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないものに設置

注一 8 収容人員に係る「総務省令で定める数」は 1 人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第 6 条の 3 第 3 項第 5 号に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注一 9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注一 10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注一 11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注一 12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(6)項口(1)～(5) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、老人福祉法第5条の2第4項、第5項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第8項又は第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）若しくは短期入所等施設

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
	大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入5,000kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般 延べ面積 700㎡以上 (注－1) (注－2)		(第47条) 地階を除く階数5以上 (注－3)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)		(6)項口	(6)項口(2)(4)(5)
	一 般 全 部	(注－4) (注－5)	左記以外で延べ面積275㎡以上 (注－5)
	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注－5)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注－6)	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部 (注－6)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場（泡、粉末）	
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン・粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ポ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
	動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－7)
	自動火災報知設備 (令第21条)	一 般 全 部	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注－8)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(6)項口(1)～(5) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、老人福祉法第5条の2第4項、第5項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第8項又は第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）若しくは短期入所等施設

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 300㎡以上 (注一 9)	
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一 9)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 全 部	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器	具 収容人員20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 ・ 地 階	収容人員20人以上（下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの10人以上）	
	3 階 以 上 の 階 （注一 10）	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの （昭和49年4月1日以降の新築に限る。）
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		
	通 路	全 部	
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 ・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路 全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く)		
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積5,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一11)	
防 災 セ ン タ ー (注一12)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注一 2 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」又は1,000㎡に施行令第12条第2項第3号の2で定める部分の床面積の合計、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」又は1,000㎡に施行令第12条第2項第3号の2で定める部分の床面積の合計のいずれか小さい数値
- 注一 3 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注一 4 (6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物で、介助がなければ避難できない者として規則第12条の3で定める者を主として入所させるものに限る。
- 注一 5 規則第12条の2で定める構造のものを除く。
- 注一 6 規則第13条で定める部分を除く。
- 注一 7 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注一 8 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注一 9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注一 10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出すること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注一 11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一 12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (6) 項ハ(1)～(5) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）、児童福祉法第6条の2の2第2項若しくは第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第7項、第8項、若しくは第12項から第15項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階		床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所
	少 量 危 険 物		・ 危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」	・ 電気設備等
	指 定 可 燃 物		・ 危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所
大 型 消 火 器 (規則第7条)				・ 核燃料等
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	・ 危険物、指定可燃物
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 700㎡以上 (注－1)	(第47条)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階		床面積 150㎡以上 (注－1)	地階を除く階数5以上 (注－2)
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外		床面積の合計 6,000㎡以上 (注－3)	(第48条)
	地 階 、 無 窓 階		床面積 1,000㎡以上	地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階		床面積 1,500㎡以上 (注－3)	
	階 数 11 以 上 の も の		全 部	
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場（泡、粉末）	
	道 路		・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	・ 水噴霧消火設備 (令第14条)			
	・ 泡消火設備 (令第15条)			
	・ 不活性ガス消火設備 (令第16条)			
	・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条)			
	・ 粉末消火設備 (令第18条)			
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
屋外消火栓設備 (令第19条)	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	1、2階床面積合計	耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	全 部又は延べ面積300㎡以上 (注－5)	(第51条)
	特 定 一 階 段 等		全 部 (注－6)	延べ面積200㎡以上
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(耐火、準耐火構造を除く。)
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階	床面積 200㎡以上	(注－7)
	道 路	屋上 600㎡以上	その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一	般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注－8)	
	地 階		床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第 1 (6) 項ハ(1)～(5) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項若しくは第 5 項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項若しくは第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第 5 条第 7 項、第 8 項、若しくは第 12 項から第 15 項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般	延べ面積 300㎡以上 (注一 9)	
	契 約 電 流 容 量		50アンペアを超えるもの (注一 9)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般	延べ面積 500㎡以上	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器	具	・ 収容人員20人以上50人未満	
	非 常	ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3 以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員20人以上（下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの10人以上）	
	3 階 以 上 の 階 （注一 10）		避難階又は地上に直通する階段が 1 の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	全 部	
	通	路		
	標	識		
消 防 用 水 (令第27条)	・ 敷地面積20,000㎡以上で 1、2 階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上			
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の 2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く 。)			
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の 2)	一	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の 3)				
非 常 電 源	・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一11)			
防 災 セ ン タ ー (注一12)				(第68条の 2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5 階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第 4 条の 4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW 以上

- 注一 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3 倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2 倍」の数値とすることができる。
- 注一 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5 階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注一 3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注一 4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注一 5 利用者を入居又は宿泊させる施設以外にあっては、延面積300㎡以上に設置
- 注一 6 避難階以外の階（1 階及び 2 階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が 2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものに設置
- 注一 7 児童養護施設、児童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第 5 条第10項または第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するものに限る。
- 注一 8 収容人員に係る「総務省令で定める数」は 1 人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注一 9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注一 10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注一 11 地階の床面積の合計が 5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一 12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (6) 項二 幼稚園、特別支援学校

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一	般	延べ面積 700㎡以上 (注－１)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－２)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 150㎡以上 (注－１)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
ス プ リ ン ク ラー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外		床面積の合計 6,000㎡以上	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階		床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階		床面積 1,500㎡以上 (注－３)	
	階 数 11 以 上 の も の 全 部			
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・ 水 噴 霧 消 火 設 備 (令第14条) ・ 泡 消 火 設 備 (令第15条) ・ 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 (令第16条) ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 (令第17条) ・ 粉 末 消 火 設 備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路		床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動 力 消 防 ポ ン プ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－４)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一	般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等		全 部 (注－５)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分		地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路		屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－６)	
	地 階		床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第 1 (6) 項二 幼稚園、特別支援学校

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般	延べ面積 300㎡以上 (注一 7)
	契 約	電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一 7)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器	具	収容人員20人以上50人未満
	非 常	ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備		・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員20人以上 (下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの10人以上)
	3 階 以 上 の 階 (注一 8)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	全 部
	通 路	標 識	
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道	路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く 。)		
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般	地階を除く階数が11以上
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源			・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一 9)
防 災 セ ン タ ー (注一10)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注一 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注一 3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注一 4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注一 5 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注一 6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注一 7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注一 8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注一 9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一 10 消防設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(7)項 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注一1)	(第47条)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注一1)	地階を除く階数5以上 (注一2)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	地 階、無 窓 階		(第48条) 床面積2,000㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) (注一4) 同一敷地内にある2以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注一6)	

令別表第1(7)項 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	—	般	延べ面積 300㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 収容人員800人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		地階、無窓階、11階以上の階	(第56条) 延べ面積300㎡以上 (注－8)
	通 路		地階、無窓階、11階以上の階	
	標 識		全 部	
消 防 用 水 (令第27条)	・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上			
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－9)			
防 災 セ ン タ ー (注－10)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 日出から日没までの間にのみ使用する防火対象物で、採光が避難上十分であるものを除く。
- 注－9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (8) 項 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則					横浜市火災予防条例		
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積	300㎡以上	(第45条)		
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積	50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物		
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」				
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)		指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」		(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上		
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積	700㎡以上	(注－ 1)		
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積	150㎡以上	(注－ 1)		
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)		
スプリンクラー設備 (令第12条)	地 階、無 窓 階				(第48条) 床面積2,000㎡以上		
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	(注－ 3)			
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)				
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)				
	道 路		床面積	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)			
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)			
	駐 車 場		床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上	
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等	
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室		床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)			
	通 信 機 器 室 等		床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		(第49条) 11階以上の階	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」				
	冷 凍 室、冷 蔵 室				(第49条) 床面積合計500㎡以上		
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上					
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物				(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)		
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積	500㎡以上			
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積	300㎡以上			
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」				
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積	200㎡以上			
	道 路	屋上 600㎡以上	その他	400㎡以上			
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階				
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 5)				

令別表第 1 (8) 項 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 500㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 収容人員800人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路		地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識 全 部			
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条)
	道	路	全 部	屋上に放水口設置
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (9) 項イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 700㎡以上 (注－1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－2)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 150㎡以上 (注－1)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外		床面積の合計 6,000㎡以上 (注－3)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階 、 無 窓 階		床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階		床面積 1,500㎡以上 (注－3)	
	階 数 11 以 上 の も の		全 部 (注－3)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路		床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)		1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)			屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積 200㎡以上	
	特 定 一 階 段 等		全 部 (注－5)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分		地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路		屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－6)	
	地 階		床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第 1 (9) 項イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 150㎡以上 (注一 7)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		収容人員20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注一 8)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口			
	通 路	全 部		
	標 識			
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源			・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一 9)	
防 災 セ ン タ ー (注一10)				(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注一 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注一 3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注一 4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注一 5 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置。
- 注一 6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注一 7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- 注一 8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注一 9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一 10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (9) 項ロ (9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入5,000kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－2)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－3)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－5)	

令別表第 1 (9) 項ロ (9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 150㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器	具	収容人員20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	全 部	
	通	路		
	標	識		
消 防 用 水 (令第27条)	・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上			
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く)			(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上			回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7 階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)			
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (10) 項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 300㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 700㎡以上 (注－ 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 150㎡以上 (注－ 1)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階 (注－ 3)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場（泡、粉末）	
	道 路	床面積	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積 500㎡以上	
	地 階・無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上	その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注－ 5)	

令別表第1(10)項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 500㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	(第53条) 地下の停車場 全 部
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員50人以上（耐火構造の場合は2階を除く。）	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 （注－7）		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分		
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分		
	標 識	全 部		
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積	1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1 、 2 階 を 除 く)			(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (11) 項 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 300㎡以上	(第45条)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 1,000㎡以上 (注－１)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－２)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 200㎡以上 (注－１)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階 (注－３)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路		床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場		床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計	耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－４)
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積 1,000㎡以上	
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上	その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－５)	

令別表第 1 (11) 項 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 500㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路		地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識		全 部	
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源			自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (12) 項イ 工場、作業場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 150㎡以上
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一	般	延べ面積 700㎡以上 (注－ 1)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 150㎡以上 (注－ 1)
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階 (注－ 3)
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
	地 階 、 無 窓 階		(第48条) 床面積2,000㎡以上
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・ 水 噴 霧 消 火 設 備 (令第14条) ・ 泡 消 火 設 備 (令第15条) ・ 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 (令第16条) ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 (令第17条) ・ 粉 末 消 火 設 備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)		1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋 内 、 屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一	般	延べ面積 500㎡以上
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 300㎡以上
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階	床面積 200㎡以上
	道 路	屋上 600㎡以上	その他 400㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 5)

令別表第1(12)項イ 工場、作業場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 300㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器	具	収容人員 20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等		・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備		・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員150人以上 地階、無窓階の収容人員100人	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難	口	地階、無窓階、11階以上の部分	(第56条)
	通 路		地階、無窓階、11階以上の部分	延べ面積300㎡以上
	標 識	全 部		
消 防 用 水 (令第27条)	・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上			
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条)
	道	路	全 部	屋上に放水口設置
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)			
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (12) 項ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注－ 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注－ 1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－ 3)	(第48条) ・ 地階、無窓階、4 階以上の階：床面積300㎡以上 ・ その他の階：床面積500㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	ス タ ジ オ 部 分		
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 5)	

令別表第 1 (12) 項ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 300㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器 具		収容人員20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 収容人員800人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階、地 階		収容人員150人以上 地階、無窓階の収容人員100人	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		地階、無窓階、11階以上の部分	(第56条) 延べ面積300㎡以上
	通 路		地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識		全 部	
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階		床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路		全 部	
	屋 上			(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地 階			(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源			自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7 階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (13) 項イ 自動車車庫、駐車場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	(第47条) (注－ 1)
	地 階 を 除 く 階 数 5 以 上		
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－ 2)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 4)	

令別表第1(13)項イ 自動車車庫、駐車場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)			
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	一般 延べ面積 1,000㎡以上（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階（注－5）	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	（第54条） 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			（第55条） ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの （昭和49年4月1日以降の新築に限る。）
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)	敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上		
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	一般 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	（第57条） 屋上に放水口設置
	道	路 全 部	
	屋 上		（第57条） 回転翼航空機の発着場、駐車場
	地 階 、 無 窓 階 （1、2階を除く。）		（第57条） 床面積1,000㎡以上
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	一般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	（第58条） 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備		・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－6)		
防 災 セ ン タ ー (注－7)			（第68条の2） 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			（第4条の4） 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－1 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－2 規則第13条で定める部分を除く。

注－3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注－5 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注－6 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－7 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (13) 項ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	地 階 を 除 く 階 数 5 以 上		(第47条) (注－ 1)
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－ 2)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	一 般	全 部 (泡、粉末)	
	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	全 部	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 4)	

令別表第1(13)項ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)			
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第22条)	—	般 延べ面積 1,000㎡以上（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階（注－5）	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般 地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路 全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場・駐車場
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)		(第57条) 床面積 1,000㎡以上
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－6)	
防 災 セ ン タ ー (注－7)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－1 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限のにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－2 規則第13条で定める部分を除く。

注－3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注－5 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注－6 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－7 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (14) 項 倉庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注一 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注一 2)
	地 階 、 無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注一 1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	ラ ッ ク 式 倉 庫	天井の高さが10mを超え、かつ、延べ面積700㎡以上 (注一 1)	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注一 3)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注一 4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注一 5)	

令別表第1(14)項 倉庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横濱市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (注－6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備		・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階 (注－7)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	(第54条) 6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ				(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分		
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分		
	標 識	全 部		
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)				
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路	全 部	
	屋	上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	地階を除く階数が11以上	
	地	階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)				
非 常 電 源			自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－8)	
防 災 セ ン タ ー (注－9)				(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－3 規則第13条で定める部分を除く。

注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注－7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注－8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (15) 項 前各項に該当しない事業場（令第31条第 2 項第 1 号で定めるものを除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般	延べ面積 300㎡以上	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 50㎡以上	・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般	延べ面積 1,000㎡以上 (注－ 1)	(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－ 2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	は	床面積 200㎡以上 (注－ 1)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階 (注－ 3)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路		・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分		・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場		・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室		床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等		床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)		1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－ 4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般	延べ面積 1,000㎡以上	
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	は	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物		危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分		地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路		屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の		11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	一	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－ 5)	

令別表第 1 (15) 項 前各項に該当しない事業場（令第31条第 2 項第 1 号で定めるものを除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般 延べ面積 1,000㎡以上 (注－ 6)	
	契 約	電 流 容 量 50アンペアを超えるもの (注－ 6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 1,000㎡以上（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員 50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が 3 以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員150人以上、地階、無窓階の収容人員100人	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－ 7)	避難階又は地上に直通する階段が 1 の階 収容人員10人以上	6 階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年 4 月 1 日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消防用水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で 1、2 階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の 2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	・ 地階を除く階数が 7 以上 ・ 地階を除く階数が 5 以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の 2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の 3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7 階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－ 8)	
防 災 セ ン タ ー (注－ 9)			(第68条の 2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第 4 条の 4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－ 1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3 倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2 倍」の数値とすることができる。
- 注－ 2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているものを、5 階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火で区画されているものを除く。
- 注－ 3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－ 4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－ 5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は 1 人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）以内第 6 条の 3 第 3 項第 5 号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注－ 6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－ 7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注－ 8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－ 9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	—	般	(注－9)	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階		(注－9)	・延べ面積 150㎡ ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物		・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
	大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	—	般	(注－9)	
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階		(注－9)	(第47条) ・延べ面積1,000㎡以上 (注－1) ・地階を除く階数5以上 (注－2)
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	—	般	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イの床面積の合計3,000㎡以上で当該部分が存する階 (注－3) (注－9)	
	地 階、無 窓 階		(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イの存する階で当該部分の床面積1,000㎡以上	(第48条) ・地階又は無窓階で、(5)項口、(7)項、(8)項、(12)項の床面積の合計2,000㎡以上 ・地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長が指定したもの (注－9)
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積	・(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの存する階 1,500㎡以上 ・(2)項、(4)項の存する階 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部	(注－3)	
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分		回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積	・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室			(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)		(注－9)	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注－4)
自動火災報知設備 (令第21条)	—	般	延べ面積 300㎡以上 (注－14)	
	特 定 一 階 段 等	全 部	(注－5)	
	地 階、無 窓 階		(2)項、(3)項の床面積の合計 100㎡以上	(第51条)
	指 定 可 燃 物		危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(5)項口、(6)項口、(6)項ハの用途に供される部分の床面積の合計が200㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。) (注－6)
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階	床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上	その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	—	般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－7)	
	地 階		床面積の合計1,000㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計500㎡以上	

令別表第1(16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般	延べ面積500㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計300㎡以上 (注－8)
	契 約 電 流 容 量		50アンペアを超えるもの (注－8)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般	(注－9)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員 50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 収容人員 500人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	(注－9)
避 難 器 具 (令第25条)	3階（2階）以上の階 (注－10)	避難階又は地上に直通する階段が1の階（(2)項、(3)項の用途の部分があるものは2階） 収容人員10人以上 (注－9)	(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	(注－14)
	通 路	全 部	(注－14)
	客 席	(1)項の部分に限る。	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)	・ (注－9) ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上		
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	(注－9)	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	(注－9)	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上 (第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階		(注－9)
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般	地階を除く階数が11以上
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源	・ 延べ面積1,000㎡以上（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備		小規模特定用途複合防火対象物は、 ・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－14) (注－14) (注－11) (注－14)		
防 災 セ ン タ ー (注－12)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上 (注－13) (注－14)
簡易自動火災装置			(第4条の4) ・ (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イの床面積の合計3,000㎡以上で当該部分が存する階 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは、「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものに設置（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）
- 注－6 (6)項ハにあっては児童養護施設、児童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者自立支援法第5条第10項又は第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するものに限る。
- 注－7 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注－8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－9 本欄のほか、防火対象物の部分に令別表第一(1)項～(15)項の防火対象物が存するものについては、それぞれの用途ごとに規制される。
- 注－10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注－11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。
- 注－13 (5)項口の用途に供する部分とその他の部分が令第8条の規定に該当する場合は、(5)項口の用途に供する部分を除く。
- 注－14 小規模特定用途複合防火対象物を除く。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (16) 項口 (16) 項イ以外の複合用途防火対象物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般	(注－7)	(第45条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	(注－7)	・ 延べ面積 150㎡以上 ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	(注－1) (注－7)	(第47条)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	(注－1) (注－7)	・ 延べ面積1,000㎡以上 (注－1) ・ 地階を除く階数 5 以上 (注－2)
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	一 般	(注－7)	(注－7)
	地 階、無 窓 階		(第48条) 地階又は無窓階で、(5)項口、(7)項、(8)項、 (12)項の床面積の合計2,000㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－3)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡・不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計 200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	(注－7)	
	動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の 合計3,000㎡以上 (注－4)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	(注－7)	(第51条)
	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上 (注－7)	・ 延べ面積1,000㎡以上 ・ 2 階以上の階を (5) 項に掲げる用途に供するもので、延べ面積300㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。)
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	通 信 機 器 室	床面積 500㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の 2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－5)	

令別表第1(16)項 (16)項イ以外の複合用途防火対象物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般	(注－6) (注－7)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの	(注－6)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般	(注－7)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	(注－7)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注－8)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の階	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の階	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)	・ (注－7) ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上		
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	(注－7)	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	(注－7)	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部	(第57条) 屋上に放水口設置
	地 階 、 無 窓 階		(注－7)
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般	地階を除く階数が11以上
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備		・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注－9)		
防 災 セ ン タ ー (注－10)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注－2 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注－3 規則13条で定める部分を除く。
- 注－4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注－5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注－6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注－7 本欄のほか、防火対象物の部分に令別表第一(1)項～(15)項の防火対象物が存するものについては、それぞれの用途ごとに規制される。
- 注－8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注－9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注－10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (16の2) 項 地下街

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一	般 全 部	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一	般 延べ面積 150㎡以上 (注－1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	一	般 延べ面積 1,000㎡以上	(第48条) 全部
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
屋外消火栓設備 (令第19条)			
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の 合計3,000㎡以上 (注－2)
自動火災報知設備 (令第21条)	一	般 延べ面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積200㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一	般 建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に 満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備 で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉 の採取の場所において温泉を採取するための設備を除 く。) が設置されているもの (注－3)	
		延べ面積 1,000㎡以上	

令別表第 1 (16の2) 項 地下街

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般	延べ面積 300㎡以上 (注－4)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般	全 部 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	全 部		
避 難 器 具 (令第25条)				
固定避難用タラップ				
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部		
	通 路	全 部		
	客 席	(1) 項の部分に限る。		
	標 識			
消 防 用 水 (令第27条)				
排 煙 設 備 (令第28条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	—	般	延べ面積 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上	(第57条) 全 部
	道	路	全 部	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上	(第58条) 全 部
無線通信補助設備 (令第29条の3)	—	般	延べ面積 1,000㎡以上	
非 常 電 源	・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備			
総 合 操 作 盤	延べ面積 1,000㎡以上			
防 災 セ ン タ ー (注－5)				(第68条の2) 延べ面積1,000㎡以上
簡易自動消火装置				(第4条の4) 全 部

注－1 特定主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注－2 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－3 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注－4 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注－5 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (17) 項

重要文化財

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	地 階 を 除 く 階 数 5 以 上		(第47条) (注－1)
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－2)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の 合計3,000㎡以上 (注－3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般 全 部		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に 満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備 で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉 の採取の場所において温泉を採取するための設備を除 く。) が設置されているもの (注－4)	

令別表第1(17)項 重要文化財

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般 全 部 (注－５)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非常ベル＋放送設備 又は サイレン＋放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3階以上の階 (注－６)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		
	通 路		
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)	・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上		
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	般 ・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備		・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注－７)		
防 災 セ ン タ ー (注－８)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－１ 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部が耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－２ 規則第13条で定める部分を除く。

注－３ 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－４ 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注－５ 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注－６ 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注－７ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注－８ 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第 1 (18) 項 延長50m以上のアーケード

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 50㎡以上	(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第 3 の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第 4 の数量以上の「指定可燃物」	
	大 型 消 火 器 (規則第 7 条)	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」 (第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般		(第47条) 地階を除く階数 5 以上 (注－1)
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注－2)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2 階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有 2 以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・ 油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・ 1,000kW以上発電 ・ 無人変電、無人発電 ・ 11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2 階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある 2 以上の建築物の延べ面積の 合計3,000㎡以上 (注－3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般		
	地 階 、 無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の 階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第 4 の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2 階以上の階 床面積 200㎡以上	
	通 信 機 器 室	床面積 500㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の 2)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に 満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備 で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の 5 第 1 項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉 の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注－4)	

令別表第 1 (18) 項 延長50m以上のアーケード

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)			
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)			
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	3 階以上の階（注－5）	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)			
消 防 用 水 (令第27条)	・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上		
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)			
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 全 部	
	道	路	
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備		・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤			
防 災 セ ン タ ー			
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注－1 特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分の床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注－2 規則第13条で定める部分を除く。

注－3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注－4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注－5 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。